

# 電子証明書 利用のご案内

※ マイナンバーカードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れている場合には以下をご参照ください。

## 1 電子証明書の利用

- ① 署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。  
（例 e-Tax 等の税の電子申請など）パスワードは6～16桁の英数字です。
- ② 利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニなどの端末等にログインする際に利用します。（例 マイナポータルへのログイン、コンビニ交付など）  
パスワードは4桁の数字です。
- ③ ①、②をご自宅のパソコンから利用する際には、次の準備が必要です。  
（ア）パソコンに「利用者クライアントソフト」（※1）及び（イ）のドライバをインストール  
（イ）動作確認済みとして掲載されているICカードリーダーライター（※2）を用意し、パソコンに接続  
※1 公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）において無料でダウンロードできます。  
※2 同サイトのメニューをご参照ください。

## 2 パスワードの変更等

- ① 電子証明書は、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、予め設定したパスワードを入力することで利用できます。パスワードについては、上記※1のソフト等を利用して定期的に変更することをお勧めします。
- ② 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、パスワードを連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は住民票のある市区町村の窓口で申請してください。

## 3 署名用電子証明書の自動失効

- ① 引越や婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届等の届出に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。
- ② 紛失したマイナンバーカードが見つかり、一時停止の解除をした場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。  
一時停止の解除に併せて署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

※利用者署名用電子証明書は、引越や婚姻等および一時停止の解除によっても失効しません。

## 4 電子証明書の有効期間と更新

- ① 電子証明書の有効期間は、原則として発行日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。  
なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないよう、ご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼ください。
- ② 電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます。住民票のある市区町村

窓口で申請してください。

## 5 電子証明書の自発的な利用取り止め

電子証明書の利用取り止めをご希望される場合は、電子証明書の失効を住民票のある市区町村窓口で申請してください。

## 6 その他

以上のほか、電子証明書の利用に関する情報は、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載していますので、ご参照ください。

\*\*\*\*\*

### 東大和市コンビニ交付サービスについて

当市では、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを使って、各種証明書のコンビニ交付を受ける事ができます。

#### ○取得できる証明書・手数料の一覧

証明書の種類	交付手数料 (1通あたり)	備考
住民票の写し	200円	・マイナンバーカード所有者本人および本人と同一世帯員のもの
印鑑登録証明書	150円	・マイナンバーカード所有者本人のもの あらかじめ印鑑登録している方に限る ※市役所窓口では印鑑登録証の提示が必要です
戸籍の附票の写し	150円	・マイナンバーカード所有者本人および本人と同一戸籍記載のもの ・東大和市が本籍の方に限る
戸籍の全部事項証明書 戸籍の個人事項証明書	350円	・マイナンバーカード所有者本人および本人と同一戸籍記載のもの ・東大和市が本籍の方に限る
市民税・都民税課税 (非課税) 証明書	200円	・マイナンバーカード所有者本人のもの ・最新年度分のみ

#### ○コンビニ交付に関するお問い合わせ先

東大和市役所 042-563-2111 (代)

住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍の全部・個人事項証明書については、市民課  
課税(非課税)証明書については、課税課 までお問い合わせください。